

ご遺族の方へ  
(春日市役所での  
手続きのご案内)

春日市役所  
簡易フロアマップ

市役所での手続き

市役所以外での  
主な手続き一覧

委任状

委任状作成の注意

相続登記は  
お済みですか？

家系図

故人の財産  
について

法定相続情報  
証明制度

市の木／ナギノキ

# 春日市おくやみハンドブック

2024年



マチレット

マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う"マチのブックレット"です。

2024年3月発行

発行:春日市 編集・デザイン:株式会社ジチタイアド

当冊子の著作権を侵害する行為(SNSやHPへの無断転載、デザインや文言の流用、複製物の商用利用等)は法律で禁じられています。

# ご遺族の方へ(春日市役所での手続きのご案内)

このたびのご不幸、謹んでお弔いを申し上げます。

ご家族が亡くなった場合に、市役所で必要な手続きは、下記のとおりです。

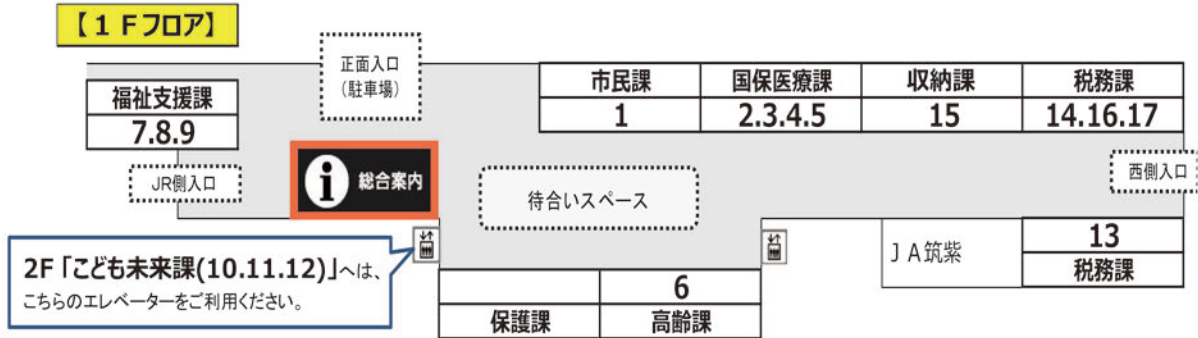
対象者の欄に該当する場合は、手続きが必要となりますので、必要書類をご確認のうえ、市役所1階総合案内までお越しください。

ご遺族の方へ  
(春日市役所での  
手続きのご案内)

	対象者	主な手続き	ページ
	マイナンバーカード・通知カード所有者	※年金・医療等の手続きで、マイナンバー記入が必要になる場合があるため、各手続きが終わるまで保管してください。	なし
1	世帯主	・世帯主の変更(希望する人のみ)	1
2	国民年金第1号被保険者・年金受給者	・遺族年金又は未支給年金等の請求もしくは死亡届など	1
3	国民健康保険の被保険者	・国民健康保険資格喪失届 ・葬祭費の支給申請	2
4	後期高齢者医療の被保険者(75歳以上の方など)	・葬祭費の支給申請 ・相続人代表者指定届兼口座指定届	2
5	こども医療、重度障害者医療ひとり親家庭等医療の受給者	・医療喪失届	3
6	介護保険の被保険者(65歳以上の方)	・介護保険資格喪失届 ・相続人代表者の指定(該当する人のみ)	3
7	身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳等をお持ちの方	・各種手帳の返還 ・福祉サービス受給者証の返還	3
8	特別障害者手当・障害児福祉手当受給者	・特別障害者手当障害児福祉手当未支払請求	4
9	春日市心身障害者福祉手当の受給者	・春日市心身障害者福祉手当未支払手当請求	4
10	児童手当の受給者	・未支払請求 ・受給者の変更	4
11	児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給者	・資格喪失届、死亡届 ・未支払請求(受給者の場合のみ)	5
12	児童(原則、高校生以下)の父又は母	・児童扶養手当等の申請(該当者のみ)	5
13	固定資産の所有者	・相続人代表者(現所有者)の指定届	5
14	市民税・県民税を課税されている方	・相続人代表者(現所有者)の指定届	6
15	市税の納付状況が不明な方又は未納がある方	・納付状況の確認、納付計画の相談	6
16	軽自動車を所有している方(原付バイク、自動二輪を含む)	・名義変更等	6
17	1月1日から亡くなった日までに所得があった方	・準確定申告	6

# 春日市役所簡易フロアマップ

手続きにご来庁の際は、まずは1階入口正面の総合案内までお越しください。



※数字はおくやみハンドブックの項目番号になります。

## 市役所での手続き

### 1. 死亡された方が世帯主の場合

死亡届出時に、他の世帯員がいた場合は、配偶者(配偶者がいない場合は年長者)を世帯主としています。  
変更を希望する場合は、世帯主変更の届出をしてください。

手続き内容	必要なもの	担当部署
世帯主変更	届出人の本人確認書類 (免許証、マイナンバーカードや保険証等)	市民課 受付戸籍担当 (1番窓口) ☎092-584-1120

### 2. 死亡された方が国民年金の被保険者又は年金受給者の場合

死亡された方が国民年金の加入者又は老齢基礎年金(国民年金第一号保険者期間のみ)、障害基礎年金、遺族基礎年金受給者の場合は、下記の手続きをしてください。

手続き内容	必要なもの	担当部署
遺族年金、寡婦年金、死亡一時金又は未支給年金の請求もしくは死亡届等	いずれの手続きが該当するか、また、必要書類については、年金担当でご確認ください。	市民課 年金担当 (2番窓口) ☎092-981-0112

※死亡された方が厚生年金に加入中(会社員や公務員)又はその被扶養者及び厚生年金や共済年金受給者(障害、遺族を含む)の場合は、年金事務所又は共済組合で手続きをしてください。手続き先が不明な場合は、市民課年金担当にご確認ください。

※年金事務所へ来所される際は予約が必要です。なお、全国どこの年金事務所でも手続きは可能ですが、最寄りの年金事務所は南福岡年金事務所(福岡市南区塩原3丁目1-27)です。

※南福岡年金事務所お客様相談室☎092-552-6112(音声ガイダンスの後①→②を押してください)

### 3. 死亡された方が国民健康保険被保険者の場合

死亡後14日以内に、下記の手続きを行ってください。

手続き内容	必要なもの	担当部署
国民健康保険 資格喪失・変更届	(1) 国民健康保険の被保険者証(世帯主が亡くなった場合は世帯の被保険者全員分)	国保医療課 国保担当 (2番窓口) ☎092-584-1121
葬祭費の支給申請	(2) 限度額適用認定証・はりきゅう受療症・特定疾病療養受療証(世帯主が亡くなった場合は世帯の中で交付されている方全員分)	
相続人代表者の指定	(3) 葬祭費振込先(喪主)の口座情報	
被保険者証の返還 又は記載内容の変更	(4) 喪主の氏名が確認できるもの (例:葬儀の領収書、請求書、会葬御礼等)	
限度額適用(標準負担額減額)認定証、特定疾病療養受療証、はり・きゅう受療証の返還又は記載内容の変更(証交付者のみ)	(5) 葬祭費を喪主以外の人(の口座に振り込む場合は、喪主の委任状	
	(6) 届出者の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)	
	(7) 死亡された方と新世帯主のマイナンバーが分かるもの	
	(8) 委任状(世帯主以外が届出する場合)	
	(9) 戸籍謄本等、死亡された方と相続人代表者の続柄が分かるもの(同世帯の場合は不要)	

市役所での手続き

### 4. 死亡された方が後期高齢者医療被保険者の場合

死亡後14日以内に、下記の手続きを行ってください。

手続き内容	必要なもの	担当部署
後期高齢者医療 被保険者証の返還	(1) 後期高齢者医療の被保険者証 (2) 限度額適用(標準負担額減額)認定証、特定疾病療養受療証、はり・きゅう受療証(交付されている場合)	国保医療課 医療担当 (2番窓口) ☎092-981-0114
限度額適用(標準負担額減額)認定証、特定疾病療養受療証、はり・きゅう受療証の返還(証交付者のみ)	(3) 喪主、相続人代表者の銀行の口座情報 (4) 死亡された方と喪主の氏名が確認できる書類 (例:葬儀の領収書、請求書、埋葬・火葬許可証、会葬礼状等)	
葬祭費の支給申請	(5) 死亡された方と相続人代表者の続柄が分かるもの(同世帯の場合は不要)	
	(6) 届出者の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)	
相続人代表者の指定	(7) 死亡された方のマイナンバーが分かるもの	
	(8) 葬祭費を喪主以外の人(の口座に振り込む場合は喪主の委任状	

## 5. 死亡された方がこども医療、重度障害者医療、ひとり親家庭等医療の受給者の場合

死亡後14日以内に、下記の手続きを行ってください。

手続き内容	必要なもの	担当部署
こども医療証の返還	こども医療証	国保医療課 医療担当 (2番窓口) ☎092-981-0114
重度障害者医療証の返還	重度障害者医療証	
ひとり親家庭等医療証の返還	ひとり親家庭等医療証	

## 6. 死亡された方が介護保険被保険者(65歳以上の方)の場合

死亡後14日以内に、下記の手続きを行ってください。

手続き内容	必要なもの	担当部署
介護保険資格喪失届及び相続人代表者指定届兼口座指定届出	(1) 介護保険被保険者証 (2) 介護保険負担割合証、負担限度額認定証等のうち交付されているもの (3) 相続人代表者等の銀行の口座情報(通帳もしくはキャッシュカード等) (4) 届出者の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等) (5) 死亡された方のマイナンバーがわかるもの	高齢課 介護保険担当 (6番窓口) ☎092-584-1122
介護保険被保険者証の返還		
負担割合証、負担限度額認定証等の返還(交付されている方のみ)		

## 7. 死亡された方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等をお持ちの場合

それぞれの手帳等の返還手続きを行ってください。

手続き内容	必要なもの	担当部署
身体障害者手帳の返還	身体障害者手帳	福祉支援課 障がい福祉担当 (7番窓口) ☎092-584-1127
精神障害者保健福祉手帳の返還	精神障害者保健福祉手帳	
療育手帳の返還	療育手帳	
福祉サービス受給者証の返還	福祉サービス受給者証 通所受給者証 地域生活支援サービス受給者証	

## 8. 死亡された方が特別障害者手当・障害児福祉手当受給者である場合

特別障害者手当・障害児福祉手当の受給者が死亡された場合、死亡日から起算して14日以内に下記の手続きが必要です。

手続き内容	必要なもの	担当部署
特別障害者手当 障害児福祉手当 未支払請求	(1) 生計同一者であった請求者(配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹)の本人確認書類 (2) 請求者の口座情報 (通帳もしくはキャッシュカード等)	福祉支援課 障がい福祉担当 (7番窓口) ☎092-584-1127

## 9. 死亡された方が春日市心身障害者福祉手当の受給者である場合

春日市心身障害者福祉手当等の受給者が死亡された場合において、未払の手当があるときは、死亡日から起算して6ヶ月以内に下記の手続きを行えば未払の手当を受給できます。

手続き内容	必要なもの	担当部署
春日市心身障害者 福祉手当未支払手当 請求	(1) 生計同一者であった請求者(配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹)の本人確認書類 (2) 請求者の口座情報 (通帳もしくはキャッシュカード等)	福祉支援課 障がい福祉担当 (7番窓口) ☎092-584-1127

## 10. 死亡された方が児童手当受給者やその対象児童である場合

児童手当の受給者が死亡された場合、死亡日の翌日から15日以内に下記の手続きが必要です。

※場合によっては、お勤め先での請求が必要です。

※春日市外に別居している対象児童が死亡した場合は申出が必要です。

手続き内容	必要なもの	担当部署
児童手当未支払請求	(1) 請求者の本人確認書類 (運転免許証、マイナンバーカード等) (2) 請求者が国家公務員共済もしくは地方公務員等共済に加入の場合、健康保険証	こども未来課 児童給付担当 (市役所2階) ☎092-584-1126
児童手当受給者の 変更	(3) 請求者のマイナンバーが分かるもの (4) 請求者及び対象児童の口座情報が分かるもの(通帳もしくはキャッシュカード)	

## 11. 死亡された方が児童扶養手当・特別児童扶養手当受給資格者やその対象児童の場合

児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給資格者や対象児童が死亡された場合、死亡日の翌日から14日以内に手続きが必要です。

手続き内容	必要なもの	担当部署
児童扶養手当	【受給者死亡時】 資格喪失届 死亡届兼未支払 請求	こども未来課 児童給付担当 (市役所2階) ☎092-584-1126
	(1) 死亡届出者(来庁者)の本人確認書類 (2) 児童扶養手当対象児童名義の通帳又は キャッシュカード	
【対象児童死亡時】 資格喪失届 額改定(減額)請求	(1) 受給資格者の本人確認書類 (2) 児童扶養手当証書	
特別児童扶養手当	【受給者死亡時】 資格喪失届 受給者死亡届兼 未支払請求	
	【対象児童死亡時】 資格喪失届 額改定(減額)請求	(1) 受給資格者の本人確認書類 (2) 特別児童扶養手当証書

## 12. 死亡された方が児童(原則、高校生以下)の父又は母である場合

死亡された方が児童(原則、高校生以下)の父又は母である場合、ひとり親家庭や養育者になられると、児童扶養手当やその他の制度が受けられる場合があります。必要書類等ございますので、お早めにこども未来課児童給付担当までお尋ねください。

## 13. 死亡された方が固定資産の所有者である場合

現所有者(相続人代表者)の申告が必要です。また、死亡された方が他の所有者名義の固定資産の相続人代表者または納税管理人となっていた場合は、変更の手続きを行ってください。

手続き内容	必要なもの	担当部署
相続人代表者(現所有者)の指定 ※未登記家屋の所有者変更については、別途手続きが必要です。	(1) 現所有者(相続人代表者)の本人確認書類 (2) 通帳と届出印またはキャッシュカード (振替口座を登録・変更する場合) (3) 現所有者となる方からの委任状 (届出者が現所有者でない場合) (4) 戸籍謄本等、死亡された方との続柄が 確認できるもの	税務課 資産税担当 (4番窓口) ☎092-584-1123

## 14.死亡された方が市民税・県民税を課税されている場合

納税通知書の送付が必要となったときは、相続人代表者の方へ送付しますので、送付先をお知らせください。

手続き内容	必要なもの	担当部署
相続人代表者の指定 (納税通知書等の送付先登録)	(1) 来庁者の本人確認書類 (2) 戸籍謄本等、死亡された方との続柄が確認できるもの	税務課 市民税担当 (4番窓口) ☎092-981-0113

## 15.市税の納付状況が不明な方又は未納がある方

未納の市税がないかをご確認ください。死亡された方に未納の市税がある場合、収納課収納推進担当(3番窓口)にて、納付または納付計画の提示をお願いします。

## 16.死亡された方が軽自動車(原付バイク等二輪を含む)を所有している場合

廃車や名義変更等の手続きが必要です。

個々の車両により様々なケースがありますので、車種に応じた担当部署へ事前にお問い合わせください。

車種	担当部署
原動機付自転車(125cc以下のバイク、ミニカー)、 小型特殊自動車	(春日市ナンバーの場合) 税務課 市民税担当(4番窓口) ☎092-981-0113
二輪の軽自動車(125ccを超え250cc以下のバイク) 二輪の小型自動車(250ccを超えるバイク)	(1福岡、福岡ナンバーの場合) 九州運輸局 福岡運輸支局 ☎050-5540-2078
軽自動車	(福岡ナンバーの場合) 軽自動車検査協会 福岡主管事務所 ☎050-3816-1750

## 17.死亡された方が1月1日から亡くなった日までに所得があった場合

収入によっては所得税の申告が必要です。

詳しくは筑紫税務署(☎092-923-1400)にお尋ねください。



# 市役所以外での主な手続き一覧

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

区分	手続きの種類	主な手続き	該当	済	問い合わせ先など
	生命保険	死亡保険金の請求・入院給付金の請求等		<input type="checkbox"/>	加入している生命保険会社
	預貯金口座	口座凍結解除手続き		<input type="checkbox"/>	各金融機関 等
	株式等	名義変更		<input type="checkbox"/>	各証券会社 等
	遺言書	検認・開封		<input type="checkbox"/>	福岡家庭裁判所 福岡市中央区六本松4-2-4 ☎092-711-9651(代表)
	固定電話・携帯電話	契約継承・解約		<input type="checkbox"/>	各契約会社 等
	インターネット	名義変更・解約		<input type="checkbox"/>	各契約会社 等
	NHK受信料	名義変更・解約		<input type="checkbox"/>	フリーダイヤル ☎0120-151515 有料ダイヤル ☎050-3786-5003
	上水道	水道の閉栓・名義変更、振替口座の変更		<input type="checkbox"/>	春日那珂川水道企業団 春日市原町2-30-2 ☎092-571-7002
	電気・ガス料金等	名義変更・解約		<input type="checkbox"/>	領収書に記載されている会社及び営業所
	運転免許証	返納		<input type="checkbox"/>	春日警察署 春日市原町3-1-21 ☎092-580-0110 (福岡県内各警察署、自動車運転免許試験場でも手続可能)
	パスポート	返納		<input type="checkbox"/>	福岡県パスポートセンター 福岡市中央区天神1-1-1アクロス福岡3階 ☎092-725-9001
	クレジットカード	解約		<input type="checkbox"/>	各契約会社
	ケーブルテレビ	名義変更・解約		<input type="checkbox"/>	各契約会社
	不動産登記関係	土地・家屋等相続登記		<input type="checkbox"/>	福岡法務局筑紫支局 筑紫野市二日市中央5-14-7 ☎092-922-2881(代表)
	国税関係 (相続税、所得税、消費税)	相続税・所得税・消費税申告		<input type="checkbox"/>	筑紫税務署 筑紫野市針摺西1-1-8 ☎092-923-1400 (税務署での相談には事前予約が必要です。)
	国債を所有していた方	記名変更・償還金受領		<input type="checkbox"/>	償還金支払場所または証券保険証書に記載の郵便局

市役所以外での  
主な手続き一覧

市役所以外での  
手続き

# 委任状

## 代理人（窓口に来る方）

住所

氏名

生年月日 大・昭・平・令 年 月 日

私は、上記の者を代理人と定め、(故人) の

死亡に伴う次の事項を委任します。

委任事項

住民票の写しの請求及び受領に関すること。

謄本・抄本（名前： ） 通

本籍の記載⇒(あり・なし)、続柄の記載⇒(あり・なし)

戸籍に関する証明書の請求及び受領に関すること。

謄本・抄本（名前： ） 通

その他 通

その他の委任事項

に関すること。

(宛先) 春日市長

令和 年 月 日

## 委任者（請求等をする権利のある方）

住所

氏名

生年月日 大・昭・平・令 年 月 日

連絡先 ( )

※昼間に連絡が  
とれるところ

※委任状は、委任者（本人）が自筆で記入してください。

## 委任状作成の注意

- 委任状は、委任者(請求等をする権利のある方)が自筆で記入してください。  
黒又は青のボールペン又はサインペンを使用してください。
- 連絡先には、昼間(午前8時30分から午後5時までの間)に連絡がとれる電話番号を記入してください。
- 偽り、その他不正な手段により委任状を作成・行使した場合は、刑罰の対象となります(刑法第159条、第161条)。

### 住民票等の請求を委任する際の申請内容について

- 次のいずれかの方法で、申請内容を代理人にお伝えください。
  - 1 申請書様式をダウンロードして印刷・記入の上、代理人に預ける。
  - 2 必要なもの(謄本(全員記載)・抄本(一部の記載)の別、通数など)を委任状(P8)に記入した上で、次の事項を代理人に伝える(申請書に記入する必要があるため)。

(1) 住民票の写しを請求する場合

住所、世帯主氏名、使用目的、提出先

(2) 戸籍に関する証明書を請求する場合

本籍、筆頭者氏名、使用目的、提出先

### その他の委任事項について

故人の死亡に伴うその他の手続に関する委任については、「その他の委任事項」の欄にできるだけ詳細に記入してください。

(委任事項の例)

世帯主変更に関すること、国民健康保険、後期高齢者医療保険の手続に関すること、税金(市県民税や固定資産税)の手続に関すること…等

### 代理人の方へ

- 窓口に来られた方の本人確認を行っています。  
本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)をお持ちください。

# 相続登記はお済みですか？

令和6年4月1日から相続登記が義務化

## そもそも相続登記って？

相続登記とは、不動産の所有者が亡くなられた場合に、土地・建物の名義を相続人の名義に変更する手続きのことです。

## 相続登記をしないと…？

### ❶ 不動産を任意のタイミングで処分できない！

自己名義でない不動産は、売却したり、担保にすることが困難になります。

### ❷ いざ、相続登記をしようという時に手間とお金がかかる！

相続を重ねることで、誰が相続人となるのか、調査に相当の時間がかかり、相続登記の手続費用や手数料も高額となるおそれがあります。

### ❸ 10万円以下の過料が科せられる可能性も！

相続登記の義務化により、相続人は相続によって不動産を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないこととなりました。正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります。

※令和6年4月1日より前に発生した相続についても義務化の対象です

**相続登記をしないと、思わぬ不利益を受けることがあります。  
そうなる前に、早めに対応することが大切です！**

## 相続登記の手続きの流れ

### 法定相続分のおりに相続したケース

※法定相続分とは民法に定められた取り分のことです

相続の発生

### STEP1 必要書類の収集

申請のために必要な以下の書類をすべて用意します。

#### ① 相続が発生したこと及び相続人を特定するための証明書

- 被相続人(死亡した方)の戸籍謄本 ● 除籍謄本
- 新たに相続人となる方の戸籍謄本 等

#### ② 相続人全員の住民票の写し

#### ③ 登録免許税(通常は収入印紙で納付)

#### ④ 委任状(代理人が申請する場合)

### STEP2 登記申請書の作成

相続人全員で申請書を作成する必要があります。

- 〔手続きを代理人ひとりに委任することも可能です。〕
- ※委任状必須

法務局HPよりダウンロードが可能です！

### STEP3 登記所へ申請

土地・建物を管轄する登記所に必要書類と登記申請書を提出し申請します。

完了

相続登記は  
お済みですか？

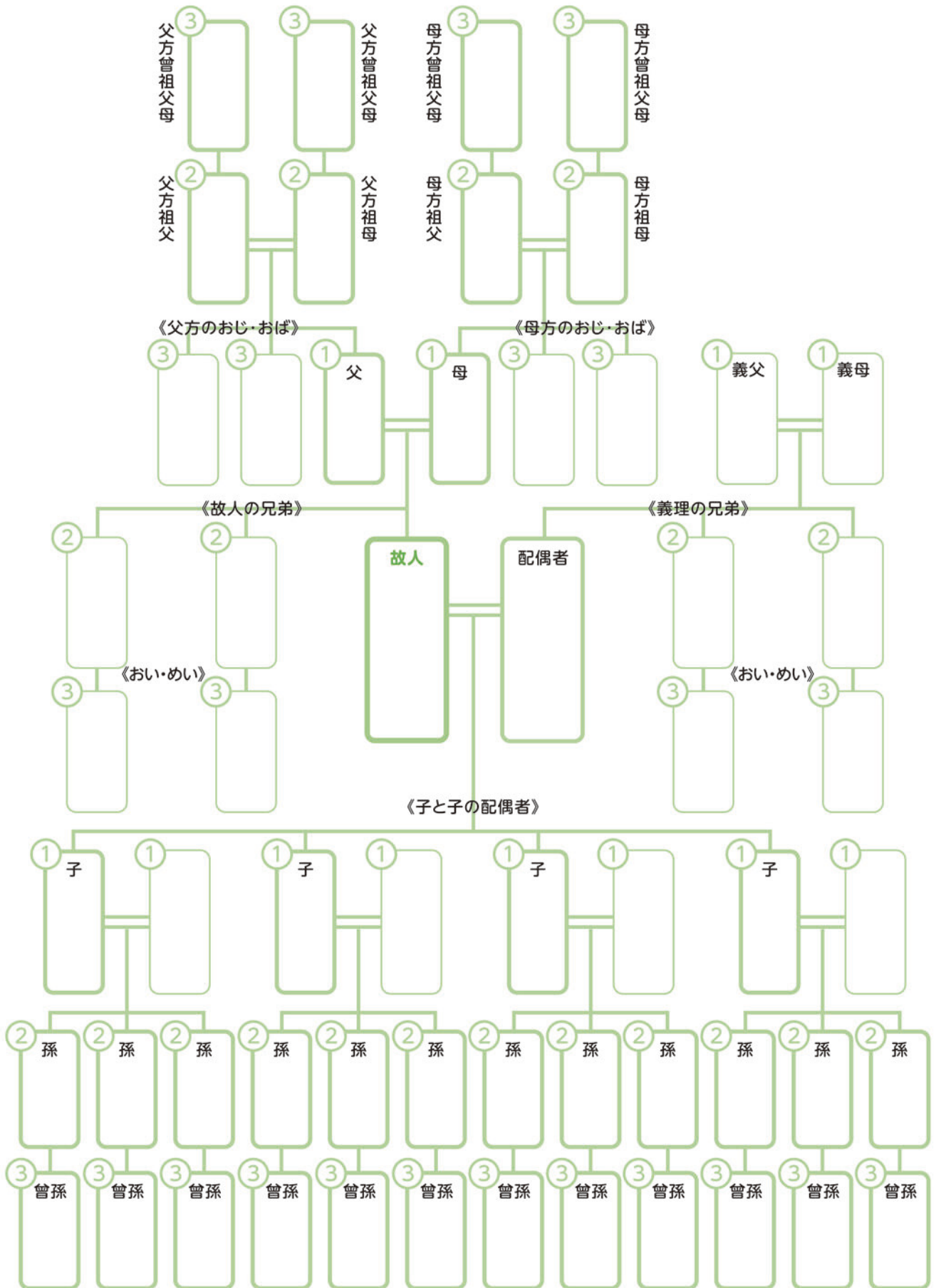
すみやかに相続登記の申請をすることができない場合は、「相続人申告登記」(令和6年4月施行)の手続きをすることで、一時的に申告の義務を果たすことができます。(詳しくはこちらへ→)



法務省HP (<https://www.moj.go.jp/MINJI/fudousantouki.html>) を加工して作成

# 家系図

※数字は親等数

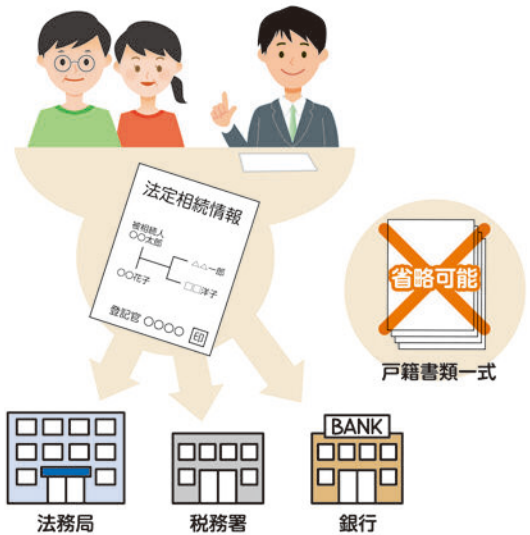


# 故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
ローン 借入金	借入先	金額	返済方法	備考
損害／傷害保険 生命保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金 企業年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考

# 法定相続情報証明制度

相続人が法務局や登記所に必要な書類を提出することで、法定相続人が誰であるのかを証明できる制度です。これまでは申請先ごとに戸籍謄本の束を用意する必要がありましたが、この制度を利用して「法定相続情報一覧図」を作成することにより、**戸籍謄本一式の提出が省略可能となり、各種相続手続きが簡略化できます。(※)**



次のような場合に利用できます。

不動産の相続登記、被相続人名義の預金の払戻し、死亡保険金の請求、有価証券の口座の名義変更 など

(※)被相続人や相続人が日本国籍を有しない場合は、本制度を利用することができません。

## 手続きの流れ

### ●ステップ1 必要書類の収集(申請のために必要な書類を用意します)

- 被相続人の戸籍謄本
- 被相続人の住民票の除票
- 相続人の戸籍謄抄本
- 申出人の氏名・住所を確認することができる公的書類  
[運転免許証またはマイナンバーカードのコピー、住民票の写し など]

<法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載する場合>

- 住民票の写し

<委任による代理人が申出の手続きをする場合>

- 委任状
- (親族が代理する場合)申出人と代理人が親族であることが分かる戸籍謄本
- (弁護士などの資格者代理人が代理する場合)資格者代理人団体所定の身分証明書の写し



この制度において、申請の代理人になれるのは法定代理人のほか、以下の専門家と親族に限られます。

- 弁護士 ○司法書士 ○税理士 ○土地家屋調査士 ○行政書士 ○社会保険労務士 ○弁理士 ○海事代理士

<被相続人の住民票の除票の取得ができない場合>

- 被相続人の戸籍の附票

### ●ステップ2 法定相続情報一覧図の作成、申出書の記入

被相続人及び戸籍の記載から判明する法定相続人の関係を一覧にした図を作成し、申出書に必要な事項を記入します。法務局HPより様式・記載例のダウンロードが可能です。

### ●ステップ3 登記所へ申請 この制度は無料で利用できます。

次のいずれかの登記所へ必要書類と法定相続情報一覧図を提出し、申請をします。

- ・被相続人の本籍地(死亡時の本籍) ・申出人の住所地 ・被相続人の最後の住所地
- ・被相続人名義の不動産の所在地

### ●詳しい手続きは法務局HPまで

法務局HP([http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7\\_000014.html](http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000014.html))をもとに株式会社ジチタイアドが作成